

1. 獨協医科大学の学生支援の方針

獨協医科大学は、広く社会一般の人々から信頼される医療者・研究者を育成するため、全ての学生（医学部、看護学部、大学院医学研究科、大学院看護学研究科、助産学専攻科）が学修に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、「学生支援に関する方針」「障害のある学生に対する修学支援に関する基本方針」「学生の LGBT に関する基本方針及び対応ガイドライン」を定める。

2. 学生生活上の諸注意

1) 服装・規律

- ① 学生は常に、助産学専攻科生としての自覚を持ち、自分の行為について責任を持って行動するよう心がける。
- ② 助産学専攻科生としての自覚を持ち、清潔で、華美に流れない服装及び服飾品並びに頭髪を心がけ、周囲に不快感を与えないように十分配慮しなければならない。
- ③ 学生及び学生団体の行為が教育、研究、診療等を妨害し又は学則その他の規程に違反し、助産学専攻科の秩序を乱すおそれがあると認めるとき、もしくは学生としての本分に反するおそれがあると認めるときは、専攻科長はその行為の中止を命じ、その他必要な措置をとることがある。

2) 学生証

- ① 学生証は、助産学専攻科生であることを証明するものなので、常時携帯し、学内では着用する。学生証を携帯しないときは、定期試験等の受験及び図書館・諸施設の利用又は諸証明書の交付などが受けられない。その他請求があったときは、いつでもこれを提示する。
- ② 学生証を紛失・破損したときは、直ちに看護学部事務室に届け出て、再交付を受ける。
- ③ 学生証は修了・退学・除籍などで学籍を離れた場合は、直ちに看護学部事務室へ返還する。
- ④ 学生証を磁気に近づけたり折り曲げたりしない。

3) 学生への連絡手段

学生関係の行事、授業・試験に関する事柄など、学生への周知事項は、掲示・LMS・ポータルサイト及びメール通知のいずれかによって行われる。登下校時には、必ず掲示板を確認する習慣をつける。また、LMS によるメール通知も必ず確認する。見落とすと不利益を被るのは学生自身であることを心に留めておき、日々、確認する。

4) 学外からの電話及び郵便物

- ① 学生個人に対する学外からの電話の呼出しは、原則として取り扱わない。
- ② 学生個人あての郵便物は、原則として受け付けない。ただし、学生団体あての郵便物についてはこの限りでない。

5) 自動車（オートバイを含む）通学

自動車（オートバイを含む）による通学を希望する学生は、「獨協医科大学学生の自動車・オートバイ通学及び駐車場利用内規」を確認する。

6) 駐輪場

自転車・オートバイは、所定（看護学部棟北側）の駐輪場を利用する。また、利用の際には必ず施錠し、各自が盗難防止に努める。長期間放置された自転車・オートバイは警告後、廃棄処分とする。

7) 拾得・遺失・盗難

拾得・遺失・盗難の事態が発生した場合は、速やかに看護学部事務室に届け出る。書籍・ノートなどの所持品には、必ず記名しておく。また、盗難防止の観点からも、現金や貴重品は常に身につけ、自己責任のもと管理する。

8) 大学敷地内全面禁煙

本学は、大学敷地内全面禁煙（加熱式たばこなど新型たばこを含む）である。大学・病院敷地内（含む駐車場）および敷地に直面する道路を含め全面禁煙とする。大学敷地内での喫煙は厳に慎む。違反者には「敷地内禁煙に係る教職員の遵守事項等について」に基づき、指導、措置及び処分される場合がある。

9) ネットのマナー

- ① 自分自身や友人の個人情報の他、実習上で知り得た患者様の情報をインターネットの掲示板等へ書き込まないようにする。大学内の個人情報を故意に漏らしたことが判明した場合、懲罰の対象となる。
- ② ブログ、SNS（X、Instagram、Facebook、LINE 等のソーシャルネットワーキングサービス）を利用する人も多く、それに伴い様々なトラブルが発生している。以下の事例があるので注意する。
 - ・ 芸能人・スポーツ選手などの画像の掲載→肖像権侵害の対象になる。
 - ・ 他人への誹謗・中傷（看護師や教員の誹謗中傷も含む）→ 名誉毀損罪、侮辱罪に問われる可能性がある。

- ・違法行為の秘密告白・冗談の犯罪予告 → 警察へ通報されて逮捕されたケースもある。
- ・プライバシーの暴露 → アルバイト先に芸能人が来店したことを書き込んで、アルバイト先の会社が謝罪せねばならない事態となったことがある。
実習施設や担当患者の情報をSNS（X、Instagram、Facebook、LINE 等のソーシャルネットワークワーキングサービス）にアップロードし情報漏洩であると指導されたことがある。
- ・ファイル交換ソフト（winny、win-MX等）の使用 → 著作権のある作品のアップロード・ダウンロードともに違法となる。

「獨協医科大学ソーシャルメディア利用に関するガイドライン」を参照

10) 寮生活に関するマナー

入居者は、寮規程を確認し注意事項を遵守する。

なお、注意事項を遵守できない場合は退寮を命じることがある。また、寮内の施設・設備を故意または重大な過失により損壊した場合は、相当額を請求する。

11) ハラスメントの防止について

本学は、教職員・学生の利益の保護及びキャンパスの快適な環境づくりを目指している。ハラスメントの防止及び排除、並びにハラスメントに起因する問題が発生した場合には、ハラスメント相談窓口を通じて問題解決を図ることとしている。

① セクシュアル・ハラスメント

(1) 本人が意図する、しないにかかわらず、相手の意に反し、不快と感じるような性的言動又は行動である。セクシュアル・ハラスメントであるか否かは、その言動を受けた人（若しくは周囲の人）が一人でも不快と感じれば、セクシュアル・ハラスメントに該当するので注意する。

(2) 発生する関係

「教職員から学生」、「学生から教職員」、「学生から学生」、「医師から患者」など様々な関係で発生する。さらに「男性から女性」だけでなく、「女性から男性」、また「同性間」にも生じる。

(3) 教職員・学生の認識

教職員・学生は、セクシュアル・ハラスメントを行わないように注意しなければならない。

本学において活動する全ての人が、個人として尊重され快適な環境の中で学習・教育研究・労働する権利を保障されなければならないことを十分に認識しなければならない。

② その他のハラスメント

- (1) 「アカデミック・ハラスメント」とは、その地位又は職務権限を利用し、これに抗し難い地位にある者に対して、教育・研究・診療上、著しい不利益を与える行為、また、不適切な言動又は差別的な取り扱いにより、教育・研究・診療上の環境を害することをいう。
- (2) 「パワー・ハラスメント」とは、その地位又は職務権限を利用し、これに抗し難い地位にある者に対して就学又は就業上、著しい不利益を与える行為、また、不適切な言動又は差別的な取り扱いにより、就学又は就業環境を害することをいう。
- (3) その他相手の意に反して行われるいやがらせの言動、又は不合理かつ不適切な言動によって、相手方に不快の念を抱かせる性質の言動及びこれに類する言動（ジェンダー・ハラスメント、アルコール・ハラスメント他）。

③ 被害の訴えや相談

学生の被害の訴えや相談は、ハラスメント相談窓口（看護学部事務室）で行う。相談員は被害の訴えや救済の申立に対し、問題の解決にあたる。その際の被害の訴えや相談にあたってのプライバシーは保護される。

「獨協医科大学ハラスメント防止に関する規程」を参照